株　主　各　位

第34期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

- 事業報告
  「新株予約権等の状況」
  「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
  「連結株主資本等変動計算書」
  「連結注記表」
- 計算書類
  「株主資本等変動計算書」
  「個別注記表」

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

日本ビジネスシステムズ株式会社

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

名称	第１回新株予約権
決議年月日	2019年９月20日
新株予約権の数	（A01）100,000個 （A02）120,000個 （A03）130,000個
交付基準日	（A01）上場した日から六ヶ月が経過した日 （A02）上場した日から三年六ヶ月が経過した日 （A03）上場した日から六年六ヶ月が経過した日 （但し、上記の日より前に発行会社の支配権の異動が生じることが決定した場合には、その日が基準日となります。交付基準時に受益者を指定し、又は本新株予約権を引渡すことが著しく困難である事情等がある場合には、これらが可能又は容易となった日の翌営業日まで自動的に延期されます。）
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　3,500,000株 （新株予約権１個につき10株）　注１
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり1.6円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　2,700円 （１株当たり270円）　注１
新株予約権の行使期間	2021年１月31日から2034年９月24日まで
新株予約権の行使の条件	注２
新株予約権の割当対象者	受託者　公認会計士　長井　一浩　注３

（注）１．2022年６月３日付で普通株式１株につき500株の割合で、2023年４月１日付で普通株式１株につ

き２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（受託者）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。

② 本新株予約権者は、2020年９月期から2024年９月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業利益が、40億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。なお、2022年９月期において、当社の損益計算書に記載された営業利益は、40億円を超過しました。

③ ②にもかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとします。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき。

④ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできないものとします。

3．本新株予約権は、公認会計士長井一浩を受託者とする信託に割り当てられ、交付基準時における、当社及び、当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員及び従業員（正社員及び地域限定社員に限る）を受益候補者とし、交付基準時に受益候補者の中から本信託に係る信託契約の定めるところにより指定された者に交付されます。
なお、受益候補者に対する第１回新株予約権の配分は、人事評価のルールに従って作成された案をもとに、評価委員会にて決定されます。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システム構築基本方針を策定し、業務を適正かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限及び業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。その概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを確立し、透明で公正な意思決定を担保するため、次の体制を構築する。

イ．コンプライアンス

(イ) 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス行動指針」を制定する。

(ロ) リスク・コンプライアンスを所管する役員を設置し、取締役、執行役員及び従業員に対する適切な教育研修体制を構築する。

(ハ) コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに係る内部通報・相談制度を設ける。

(ニ) 取締役、執行役員及び従業員の法令・定款違反等の行為については懲戒に関する規則類を制定し、適正に処分を行う。

(ホ) 反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、いかなる便益も供与せず、一切の関係を遮断し、そのために必要となる取引の防止及び対応を行う。

(ヘ) コンプライアンス部門は、取締役、執行役員及び従業員に対してコンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。

ロ．コーポレート・ガバナンス

(イ) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」及び「コンプライアンス行動指針」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

(ロ) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議、「役員規則」及び「組織規則」その他の社内規則類に従い、当社の業務を執行する。

(ハ) 取締役会による意思決定と監督機能の強化を図るために執行役員制度を採用する。執行役員は、重要な使用人として「執行役員規則」に従い取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定に従い、定められた範囲内で職務の執行にあたる。

(ニ) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

ハ．財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告作成担当部署を定め、財務報告作成担当部署は、「経理規程」、「原価計算規程」その他の規則類を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ニ．内部監査体制

(イ) 当社は、当社及び子会社のコンプライアンス体制の有効性を監査するため代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。

(ロ) 内部監査室は、「内部監査規則」を定め、その定めに従い内部監査を行う。また、内部監査室は、必要に応じ、監査役及び会計監査人との間で協力関係を構築し、効率的な内部監査を実施するように努める。

(ハ) 各主管部及び受査部署は、内部監査室から是正又は改善指摘がなされた場合及び必要があると認めた場合には、速やかにその対策を講ずる。

(ニ) 内部監査室は、監査結果を定期に代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告するものとする。また、代表取締役社長、監査役及び内部監査室は、定期的に意見交換を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、これを適切に保存・管理するため、次の体制を構築する。

イ．情報の保存・管理

取締役会及び経営会議等の職務の執行に係る重要な文書の取り扱いは、「取締役会規則」、「経営会議規則」及び「文書管理規程」に従い、適切に保存、管理及び廃棄の運用を実施する。

ロ．情報の閲覧

各主管部は、取締役又は監査役が求めた場合、ただちに当該請求のあった文書及びデータをその閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規則類の整備その他の体制

当社は、損失の危険（以下、「リスク」という。）を管理し、事業遂行から生じる危険を極小化するため、規則類の整備を含め、次の体制を構築する。

イ．当社は、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とし、「リスク管理規則」を制定し、リスクを「経営リスク」、「財務経理・業務リスク」、「営業リスク」、「サービス提供リスク」、「セキュリティリスク」、「社内システムリスク」、「人材リスク」、「広報リスク」、「災害事故リスク」、「法令違反リスク」等に分類するとともに、リスクの特定、計測、コントロール及びモニタリングからなるリスク管理プロ

セスによって適切にリスクを管理し、回避、軽減その他の必要な措置を行う。

ロ. リスク管理部門は、「リスク管理規則」に基づき、リスク管理委員会を運営するとともに、リスクに対する評価・分析及び対策・対応についての進捗状況を取りまとめる。

ハ. リスク管理委員会は、リスク重要度及びリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定及び実行される対応策の確認及び促進を行うことで、リスクの低減及び未然防止を図る。

ニ. 危機管理担当役員は、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

ホ. リスク管理部門は、取締役、執行役員及び従業員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

ヘ. リスク管理担当役員は、定期的にリスク管理状況を取締役会及び経営会議に報告するとともに、経営会議は、毎年、リスク管理体制について見直しを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるようにするため、以下の体制を整備する。

イ. 取締役会、経営会議及び各種社内委員会

(イ) 取締役会は、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来さないための体制を確保する。また、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置する。

(ロ) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。

(ハ) 当社は、計数的な予実管理をはじめ個別施策の達成状況について継続的に検証し、経営目標の達成管理を適切に行う体制を整備する。

ロ. 職務権限及び権限委譲

取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、日常の職務遂行に際しては、「組織規則」の別表「決裁権限一覧」、「業務分掌一覧」等に基づき権限の委譲を行い、業務執行取締役及び執行役員の指揮命令の下、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑤ 当社及び子会社から成る当社グループにおける企業価値向上及び業務の適正を確保するための体制

当社は、次の体制を構築する。

イ. 子会社管理体制

グループ会社を統括するため、グループ会社ごとに主管部署を定め、当該主管部署が「関

係会社管理規則」その他の社内規程に従い、グループ会社の経営管理及び経営指導にあたる。

ロ. コンプライアンス

(イ) 当社グループ各社で「企業理念」、「コンプライアンス行動指針」の趣旨の共有を図り、徹底することにより、グループとしての企業価値の向上を確保する。

(ロ) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項の全てについて、当社グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。

(ハ) グループ各社から定期的に経営状況及び財務状況の報告を受ける。

ハ. 内部監査

内部監査室の業務監査により、グループ各社に対して監査を実施する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、次の体制を構築する。

イ. 監査役の職務を補助する使用人の設置

(イ) 当社は、監査役の職務を補助する使用人として監査役スタッフを当社使用人の中から任命する。

(ロ) 監査役スタッフの任命にあたっては、監査役会の意見を尊重し、監査役会の事前の同意を得なければならない。

ロ. 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限及び人事権

(イ) 監査役スタッフは、監査役会又は監査役の指揮命令に基づき業務を遂行するものとし、取締役等からの指揮命令を受けない。

(ロ) 監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒等については、その独立性を確保するため、監査役会の意見を尊重し、監査役会の事前の同意を得たうえで決定する。

⑦ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、次の体制を構築する。

イ. 監査役は、監査役スタッフに対し、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役スタッフは、当該指示に基づき、会議出席、関係者の聴取、社内資料及び情報の確認その他必要な調査を行う権限を有する。

ロ. 監査役スタッフが他の部署の使用人を兼務する場合、監査役スタッフ業務の遂行を優先す

ることができる。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

⑧　取締役及び執行役員その他使用人並びに子会社の取締役、執行役員及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び執行役員その他使用人の報告体制

(イ) 取締役及び執行役員その他使用人並びに子会社の取締役、執行役員及びその他使用人は、監査役会又は監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

(ロ) 当社は、取締役及び執行役員その他使用人並びに子会社の取締役、執行役員及びその他使用人から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制を整備する。

(ハ) 監査役への報告事項は以下のとおりとする。

・取締役会及び経営会議で決議又は報告された事項
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・内部監査の実施状況及びその結果
・重大な法令違反等
・内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容
・その他監査役が報告を求める事項

ロ．報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(イ) 監査役は、取締役、執行役員又は従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。

(ロ) 監査役は、報告をした執行役員又は従業員の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、次の体制を構築する。

イ．監査役及び監査役スタッフの重要会議への出席

(イ) 当社は、監査役が取締役会及び経営会議に出席するほか、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他重要な社内の委員会にオブザーバーとして出席することにより、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供が可能な体制を構築する。

(ロ) 当社は、監査役スタッフが、監査役に同行して、又はその指示を受けて、取締役会、経営会議、リスク管理委員会その他重要な社内の会議に出席する機会を確保する。

ロ．監査役との連携等

(イ) 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役会及び監査役と定期的に意見交換を行う。

(ロ) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役会又は監査役からの調査もしくはヒアリング依頼に対し、協力するものとする。
(ハ) その他、取締役、執行役員及び従業員は、「監査役監査基準」に定めのある事項を尊重する。
(ニ) 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的な会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

ハ. 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

ニ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム構築基本方針に基づく当事業年度の主な運用状況は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する事項

イ. 取締役社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス行動指針」に基づき当社における役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等の推進・徹底を図っております。

ロ. 全取引先に対する反社会的勢力チェック体制の整備、取引先が反社会的勢力であると判明した場合の関係遮断のための体制の強化を行い、それぞれ運用しております。

ハ. また、内部通報制度としてJBSホットラインを設置しており、社内窓口とともに弁護士による社外窓口を設けております。それぞれの窓口には毎月一定の通報があり、内部通報に関する規則類に基づき適正に対応しております。また、調査の公平性を確保するため、監査役窓口を設けております。

ニ. 新入社員、中途入社社員、及び新任役員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

② リスク管理に関する事項

イ. リスク管理については、「リスク管理規則」に基づき、毎月1回リスク管理委員会を開催しており、リスク管理委員会による定期的なリスクモニタリングを実施しております。

ロ. リスク管理委員会では、毎月各部署から提出されるリスクモニタリングシートからリスク

やその予兆を察知し、各部署を代表したリスク管理委員会メンバーやオブザーバーとして参加する監査役、内部監査室長等とともに、リスクの低減、回避に取り組んでおります。とくに、対応を要する重要なリスクについては、対応主管組織を決定し、リスクへの対処を行っております。

ハ. リスク管理委員会を中心としたリスク管理活動については定期的に取締役会及び経営会議へ報告しております。

③　内部監査に関する事項

内部監査部門において、全社網羅的に計画の上、法令及び定款遵守並びにリスク管理体制の有効性の観点から、社内規則類に従って業務が運営されているかの監査を順次実施しており、その結果は定期的に代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

④　取締役及び使用人の職務執行に関する事項

イ. 「取締役会規則」、「組織規則」等の社内規則類に基づき、当社の取締役及び使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては十分に審議できる環境を確保しております。

ロ. 取締役会は、社外取締役４名を含む７名で構成しており、当該事業年度中14回開催し、取締役会の決議を要する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

ハ. また、取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報については、法令及び社内規程に基づき総務部が適切に保存、管理しております。

⑤　監査役の職務に関する事項

イ. 監査役会の要請に基づき監査役スタッフを複数名任命し、監査役会又は監査役の指示に基づき補助業務に従事させております。

ロ. 監査役は、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席するとともに、定期的に当社及び当社グループの取締役及び使用人にヒアリングを行っているほか、社外取締役や会計監査人との会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しております。

ハ. また、監査役は、取締役の業務執行を監査するという基本的な役割に基づき、監査を実施する社内各部署との協調・連携を強化しています。

連結株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	539	8,648	13,089	△ 298	21,979
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 1,002		△ 1,002
親会社株主に帰属する当期純利益			1,514		1,514
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		3		2	5
新株予約権の行使					－
新株予約権の失効					－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	3	512	1	517
当連結会計年度末残高	539	8,651	13,601	△ 296	22,496

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	241	241	0	22,221
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当		－		△ 1,002
親会社株主に帰属する当期純利益		－		1,514
自己株式の取得		－		△ 0
自己株式の処分		－		5
新株予約権の行使		－	△ 0	△ 0
新株予約権の失効		－	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△ 3	△ 3		△ 3
当連結会計年度変動額合計	△ 3	△ 3	△ 0	513
当連結会計年度末残高	238	238	0	22,735

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　１社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ネクストスケープ

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　JAPAN BUSINESS SYSTEMS TECHNOLOGY
Japan Business Systems Asia Pacific Pte. Ltd.
JBS 上海有限公司
Japan Business Systems S.A de C.V
Japan Business Systems HK Limited

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
１社

・主要な会社等の名称　株式会社日テレWands

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　JAPAN BUSINESS SYSTEMS TECHNOLOGY
Japan Business Systems Asia Pacific Pte. Ltd.
JBS 上海有限公司
Japan Business Systems S.A de C.V
Japan Business Systems HK Limited
Crayon Japan株式会社

・持分法を適用しない理由　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社の株式会社日テレWandsの決算日は３月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資、並びに匿名組合契約に基づく出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

ロ．デリバティブ　　時価法を採用しております。

ハ．棚卸資産

・商品　　移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・仕掛品、貯蔵品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備については定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（附属設備を含む）　８年～50年

車両運搬具　　２年～４年

工具、器具及び備品　　２年～15年

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
ハ．役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
ニ．受注損失引当金	受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、損失見込額を計上しております。
ホ．修繕引当金	従業員社宅の将来の修繕費用の支出に備えるため、一定の見積基準により計算された修繕費用を引き当てております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．ハードウエア・ソフトウエアの販売

ハードウエア・ソフトウエア等製品の販売を行っており、製品を顧客へ引き渡す義務を負っております。当該契約については、製品を顧客へ引き渡した時点で顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるものと判断していることから、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、一部の製品においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ．その他のサービス

ａ．請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等を行っており、成果物を引き渡す義務を負っております。当該契約については、開発中のシステム等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、遂行した作業について対価を受領する権利が発生することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

ｂ．準委任契約によるシステム運用支援及び保守サービスを行っており、契約期間にわたって役務を提供する義務を負っております。当該契約については、日常的又は反復的なサービスであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると考えられるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客との契約において約束された金額を役務提供期間にわたって按分し、収益を認識しております。

c．クラウド環境を利用したサブスクリプションサービスを行っており、一定のサービスの利用環境を維持、提供する義務を負っております。当該契約については、日常的又は反復的なサービスであり、利用期間の経過や利用量に応じて履行義務が充足されると考えられるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約に基づく単価と当該サービスの利用量等より算出された金額で収益を認識しております。

なお、上記のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね２ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤　重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　金利スワップ ヘッジ対象　借入金の利息
ハ．ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、９年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」（前連結会計年度７百万円）、及び、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「資産除去債務」（前連結会計年度373百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3．会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の計上額

繰延税金資産　　1,203百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

・主要な仮定

収益力に基づく将来の課税所得の十分性を判断するにあたっては、将来の事業計画を基礎としており、当該見積りには、将来の売上予測の仮定を用いております。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益（請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等）

① 当連結会計年度の計上額

売上高（検収済のプロジェクトを除く。）　2,280百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等、遂行した作業の進捗に応じて履行義務の充足が認められる案件については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。その履行義務の充足に係る進捗度は、プロジェクトごとの原価総額の見積額に対する当連結会計年度末までに発生した原価の割合により算出しております。

・主要な仮定

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益において、重要な会計上の見積りはプロジェクトごとの原価総額であり、プロジェクトの遂行に伴い発生が見込まれる作業工数が主要な仮定となります。作業工数の見積りは、プロジェクトの管理に関する専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャーにより個別に行われます。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクトにおいて将来発生が見込まれる作業工数については、現況を踏まえて継続的に見直しを実施しておりますが、前提条件（要求仕様や工期等）の変更等により、当初見積りの変更が発生した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,758百万円
(2) 棚卸資産	
商品	1,730百万円
仕掛品	75百万円
貯蔵品	3百万円
(3) 債権流動化に伴う偶発債務	2,257百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	48,366,400	－	－	48,366,400

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	2,794,679	36	19,110	2,775,605

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取り36株によるものです。また、自己株式の減少は、自己株式の処分による減少19,110株によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月22日定時株主総会	普通株式	455	10	2023年9月30日	2023年12月25日
2024年5月14日取締役会	普通株式	546	12	2024年3月31日	2024年6月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	592	13	2024年9月30日	2024年12月23日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　2,738,700株

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとることでリスクの低減を図っております。

投資有価証券は主として株式及び債券であり、これらは四半期ごとに時価の把握を行っております。

敷金及び保証金は、主に事業所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差入れ先の信用状況を把握するとともに、適宜差入れ先の信用状況の把握に努めております。

買掛金は、１年以内の支払期日です。買掛金や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、資金繰りの計画を月次で作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
① 敷金及び保証金	1,904百万円	1,496百万円	△ 407百万円
② 長期借入金（注３）	15,577	15,566	△ 10
③ デリバティブ取引（注４）	－	－	－

（注）１．現金及び預金、売掛金、買掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．市場価格のない株式等

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0百万円
関係会社株式	1,000百万円
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	482百万円
匿名組合契約に基づく出資	41百万円

３．１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

４．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－百万円	1,496百万円	－百万円	1,496百万円
長期借入金	－	15,566	－	15,566

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

差入先ごとに返還予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（下記「長期借入金」参照）

長期借入金

元利金の合計を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

7．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都内において賃貸用の住宅マンション（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は５百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価及び販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
192百万円	281百万円

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）	計
	クラウドインテグレーション	クラウドサービス	ライセンス＆プロダクツ		
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	628	287	94,093	0	95,009
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	22,964	18,635	4,237	－	45,837
顧客との契約から生じる収益	23,593	18,922	98,330	0	140,846
その他の収益	－	－	－	11	11
外部顧客への売上高	23,593	18,922	98,330	11	140,858

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、不動産賃貸等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	13,965百万円	15,641百万円
契約資産	1,939	2,269
契約負債	2,911	2,626

契約資産は、請負契約及び請負契約を含む複数要素の取引において、発生コストをもとに進捗率を計算して収益を認識したことによって生じた顧客に対する未請求の権利であります。契約負債は、主に、請負契約及び保守サービス契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,535百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

予想契約期間が１年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　498円68銭

(2) １株当たりの当期純利益　33円23銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	539	1,108	7,540	8,648	5	200	12,906	13,111	△ 298	22,001
当期変動額										
剰余金の配当				－			△ 1,002	△ 1,002		△ 1,002
当期純利益				－			1,480	1,480		1,480
自己株式の取得				－				－	△ 0	△ 0
自己株式の処分			3	3				－	2	5
新株予約権の行使				－				－		－
新株予約権の失効				－				－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－				－		－
当期変動額合計	－	－	3	3	－	－	477	477	1	483
当期末残高	539	1,108	7,543	8,651	5	200	13,384	13,589	△ 296	22,484

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	241	241	0	22,243
当期変動額				
剰余金の配当		－		△ 1,002
当期純利益		－		1,480
自己株式の取得		－		△ 0
自己株式の処分		－		5
新株予約権の行使		－	△ 0	△ 0
新株予約権の失効		－	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3	△ 3		△ 3
当期変動額合計	△ 3	△ 3	△ 0	479
当期末残高	238	238	0	22,723

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資、並びに匿名組合契約に基づく出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

② 棚卸資産

・商品　　移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・仕掛品、貯蔵品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備については定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（附属設備含む）	８年～50年
車輌運搬具	４年
工具、器具及び備品	２年～15年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④　受注損失引当金　　受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、損失見込額を計上しております。

⑤　修繕引当金　　従業員社宅の将来の修繕費用の支出に備えるため、一定の見積基準により計算された修繕費用を引き当てております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①　ハードウエア・ソフトウエアの販売

ハードウエア・ソフトウエア等製品の販売を行っており、製品を顧客へ引き渡す義務を負っております。当該契約については、製品を顧客へ引き渡した時点で顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるものと判断していることから、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、一部の製品においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

②　その他のサービス

a. 請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等を行っており、成果物を引き渡す義務を負っております。当該契約については、開発中のシステム等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、遂行した作業について対価を受領する権利が発生することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

b. 準委任契約によるシステム運用支援及び保守サービスを行っており、契約期間にわたって役務を提供する義務を負っております。当該契約については、日常的又は反復的なサービスであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると考えられるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客との契約において約束された金額を役務提供期間にわたって按分し、収益を認識しております。

c. クラウド環境を利用したサブスクリプションサービスを行っており、一定のサービスの利用環境を維持、提供する義務を負っております。当該契約については、日常的又は反復的なサービスであり、利用期間の経過や利用量に応じて履行義務が充足されると考えられるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約に基づく単価と当該サービスの利用量等より算出された金額で収益を認識しております。

なお、上記のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね２ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　金利スワップ ヘッジ対象　借入金の利息
③ ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。
④ ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

2．表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」（前事業年度７百万円）、及び、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「資産除去債務」（前事業年度373百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

(2) 損益計算書

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用益」（前事業年度４百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3．会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計上額

繰延税金資産　　1,207百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「3．会計上の見積りに関する注記 (1)繰延税金資産の回収可能性②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益（請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等）

① 当事業年度の計上額

売上高（検収済のプロジェクトを除く。） 2,198百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「3．会計上の見積りに関する注記(2)一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益（請負契約によるシステム開発及びインフラ構築等）②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,740百万円
(2) 棚卸資産	
商品	1,671百万円
仕掛品	70百万円
貯蔵品	3百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	700百万円
長期金銭債権	98百万円
短期金銭債務	68百万円
(4) 取締役に対する金銭債権	
短期金銭債権	34百万円
(5) 債権流動化に伴う偶発債務	2,257百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,172百万円
営業費用	601百万円
営業取引以外の取引	32百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,794,679	36	19,110	2,775,605

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り36株によるものです。また、自己株式の減少は、自己株式の処分による減少19,110株によるものです。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	688百万円
賞与引当金	589百万円
資産除去債務	526百万円
地代家賃	118百万円
敷金償却	117百万円
役員退職慰労引当金	116百万円
未払費用（法定福利費）	93百万円
未払事業税	82百万円
特別修繕引当金	72百万円
不動産減損損失	69百万円
ゴルフ会員権評価損	50百万円
その他	135百万円
繰延税金資産小計	2,662百万円
評価性引当額	△832百万円
繰延税金資産合計	1,830百万円
繰延税金負債	
未収金概算計上	△24百万円
その他有価証券評価差額金	△105百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△493百万円
繰延税金負債合計	△622百万円
繰延税金資産の純額	1,207百万円

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額

リース投資資産	流動資産	361百万円
リース債務	流動負債	337百万円

9．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	後藤行正	被所有 直接 0.1%	当社取締役専務執行役員	資金の貸付（注）	14	短期貸付金	14
役員及びその近親者	勝田耕平	被所有 直接 0.1%	当社取締役常務執行役員	資金の貸付（注）	20	短期貸付金	20

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の連結注記表「8．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　498円41銭

(2) 1株当たりの当期純利益　32円48銭

12．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。